



関市・武儀郡4町村

合併協議会だより

洞戸村



洞戸村民センター

武儀町



エコピアセンター

関市



わかくさ・プラザ

板取村



自然休養村管理センター

上之保村



木木センター

合併協議会を開催

第六回

承認事項

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 3 支所の取扱いについて
- 4 事務組織及び機構の取扱いについて
- 5 地方税の取扱いについて
- 6 慣行の取扱いについて
- 7 介護保険事業の取扱いについて

協議事項

- 1 使用料、手数料等の取扱いについて
- 2 公共的団体等の取扱いについて
- 3 補助金、交付金等の取扱いについて

報告事項

新市建設計画(中間報告書)報告

第七回

承認事項

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議事項

- 1 町名・字名の取扱いについて
- 2 国民健康保険事業の取扱いについて
- 3 消防団の取扱いについて
- 4 保育事業の取扱いについて

(詳細については、次ページ以降のとおりです。)

第六回合併協議会の内容

第六回関市・武儀郡4町村合併協議会において、次の事項について協議と報告がされました。

承認事項

1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

継続協議となりました。

2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱について

農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、従前の市町村に設置されていた農業委員会は、引き続き存続するものとし、合併後最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定を適用し、3つの委員会とし、各委員会の区域及び委員数は次のとおりとする。

- 関市の区域
選挙委員18人 選任委員2人
- 洞戸村と板取村の区域
選挙委員10人 選任委員2人
- 武儀町と上之保村の区域
選挙委員10人 選任委員2人

その後の委員会の取り扱いについては、新市において調整するものとする。ことので全会一致で承認されました。

合併時に旧市町村の区域ごとにそのまま在任し、平成17年7月20日以降は3つの農業委員会を置く

(合併時に農業委員会法第34条第1項を適用し、平成17年7月20日以降農業委員会法第3条第2項を適用)

現在の状況	選挙	選任	計
関市	18	2	20
洞戸村	12	5	17
板取村	10	5	15
武儀町	10	5	15
上之保村	12	3	15
計	62	20	82

在任



	選挙	選任	計
関市	18	2	20
洞戸村	12	5	17
板取村	10	5	15
武儀町	10	5	15
上之保村	12	3	15
計	62	20	82

全市町村の任期H17.7.19

3つの委員会による一般選挙

	選挙	選任	計
関市	18	2	20
洞戸村 板取村	10	2	12
武儀町 上之保村	10	2	12
計	38	6	44

3つの委員会による一般選挙

	選挙	選任	計
関市	18	2	20
洞戸村 板取村	10	2	12
武儀町 上之保村	10	2	12
計	38	6	44

任期3年

任期3年

3 支所の取扱について

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村にそれぞれ支所を設置する。また、支所機能に見合った適正な職員配置を行うとともに、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮する。

それぞれに設置される支所の名称については、現在の洞戸村役場を「関市洞戸事務所」、板取村役場を「関市板取事務所」、武儀町役場を「関市武儀事務所」、上之保村役場を「関市上之保事務所」とすることで全会一致で承認されました。

4 事務組織及び機構の取扱いについて

新市における事務組織及び機構については、次の整備方針に基づき整備する。

- ① 各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ② 市民にとって親しみやすく、利用しやすい組織・機構
- ③ 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- ④ 簡素で効率的な組織・機構
- ⑤ 住民サービスが低下しない組織・機構とすることで全会一致で承認されました。

5 地方税の取扱について

基本的には、関市の制度に統一するものとするが、差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 個人市民税の均等割額については、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度については不均一課税とし、平成18年度より2,500円に統一する。
- ② 法人市民税の法人税割の税率については、合併の日以後に終了する事業年度分から関市の例による。
- ③ 入湯税については、合併時から板取村及び上之保村の例により新市において課税する。
- ④ 固定資産税については、合併特例法第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度分については不均一課税とし、平成18年度より税率を1.4%に統一する。
- ⑤ 都市計画税については、今後の都市計画が定まるまで、現行の課税区域に課税する。
- ⑥ 個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、平成17年度より関市の例によることとして全会一致で承認されました。

項目	細目	調整内容	関市	4町村
市町村民税 (個人)	均等割の税率	関市の例により調整するものとするが、合併特例法第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度については不均一課税とし、平成18年度より2,500円に統一する。 ※ただし、現在の税制改革により、一律3,000円とすることが検討されており、場合によっては平成16年度より3,000円となることも考えられます。	2,500円	2,000円
	普通徴収の納期	平成17年度より関市の例による。 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日		
	特別徴収の納期	月割額を徴収した月の翌月10日 納期特例事業所 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日		12.3%は、資本金額等が1億円以下又は資本出資を有しない法人のうち、法人税割の課税標準となる法人税が400万円以下である法人
市町村民税 (法人)	法人税割の税率	法人市民税の法人税割の税率については、合併の日以後に終了する事業年度分から関市の例による。	12.3% 14.7%	12.3%
固定資産税	税率	関市の例により調整するものとするが、合併特例法第10条の規定により、合併する日の属する年度及び平成17年度分については不均一課税とし、平成18年度より税率を1.4%に統一する。	1.4%	洞戸村・板取村 1.7% 武儀町・上之保村 1.4%
	納期	平成17年度より関市の例による。 第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日		
軽自動車税	納期	平成17年度より関市の例による。 (5月1日～5月31日)		
たばこ税	税率	千本につき 2,977円 (旧3級品紙巻たばこは1,412円)とする。	千本につき 2,977円	千本につき 2,977円
入湯税	税率	板取村、上之保村の例による。	制度なし	板取村・上之保村 150円/1人1日
鉱山税	税率	関市の例による。	1%	1%
都市計画税	納期・税率	関市の例による。(固定資産税の納期に同じ) ただし、今後の都市計画が定まるまで、現行の課税区域に課税する。	0.3%	制度なし

6 慣行の取扱について

①市章、市民憲章については、関市の制度に統一するものとする。

②木、花、鳥、魚、色については、関市の制度に統一するものとする。ただし、各町村の従前の木、花、鳥については、それぞれの必要性に応じて地域の木、花、鳥として残していくよう調整する。

③市歌については、関市の制度に統一するものとする。ただし、各町村の従前の歌・音頭については、その必要性に応じて地域の歌、地域の音頭として残していくよう調整する。

④宣言等については、関市の制度に統一し、関市の各種宣言等を用いるものとする。

⑤名誉市民については、関市の制度に統一するものとする。

⑥洞戸村における特別招待村民制度については、合併時に廃止するが、関市の「ふるさとアドバイザー制度」を活用して調整を図るものとする。ことで全会一致で承認されました。



市民憲章

昭和50年
10月15日制定

わたくしたちは、自然に恵まれた伝統ある刃物のまちの市民であることに誇りと責任を持ち、感謝の心で郷土を住みよくするために、みんなで力をあわせます。

育てよう ところ豊かなまちづくり
鍛えよう からだ丈夫なまちづくり
伸ばそう 希望あふれるまちづくり

- 市の木 すぎ
- 市の花 きく
- 市の鳥 かわせみ
- 市の魚 あゆ
- 市の色 わかくさいろ

市章

昭和38年
7月17日制定



カタカナの「セキ」を図案化し、丸くおさまり、外に向かって発展する意を表しています。

シンボルマーク

平成6年
9月9日制定



刃物をモチーフに、人と人とのふれあい、豊かな自然、交通網の結節点などを表現し、21世紀へと伸びる発展的で斬新なイメージをデザインしています。

関市民のうた

昭和60年
10月15日制定

1 さわやかな 空よ光よ
山川に 風澄むところ
もりあがる 若いいぶきに
はてしなく 夢はひろがる
のぼそうよ のぼそうよ
わが関市

2 はなひらく わざよ歩みよ
刀匠の ところ受けつぎ
朝夕に 励むよろこび
しあわせを わけ合いながら
ひらこうよ ひらこうよ
わが関市

3 みどり濃き 山よ美濃路よ
いしぶみの 香るふるさと
人の和を かざすゆくてに
かがやかに 虹ももえたつ
たたえよう たたえよう
わが関市

都市宣言

安全都市宣言	昭和37年 3月10日	愛の献血推進都市宣言	昭和49年10月21日
青少年を守る都市宣言	昭和41年 5月11日	福祉ボランティアのまちづくり推進都市宣言	昭和63年 3月 4日
「明るく正しい選挙を推進する都市」宣言	昭和42年 3月10日	人権擁護都市宣言	平成 6年 3月 8日
姉妹都市宣言 (ブラジル連邦共和国モジ・ダス・クルーゼス市)	昭和44年 5月20日	平和都市宣言	平成 6年 3月25日
姉妹都市宣言(富山県水見市)	平成11年 3月12日	生涯学習都市宣言	平成 8年10月15日
友好都市宣言 (中華人民共和国 黄石市)	平成 9年10月24日	環境都市宣言	平成12年 3月27日

7 介護保険事業の取扱について

- ① 第1号被保険者の保険料については、平成16年度及び平成17年度は各市町村それぞれ現行のとおりとし、平成18年度以降については、第三期介護保険事業計画（平成18年度～22年度）策定の中で調整するものとする。
- ② 第1号被保険者の納期については関市の例によるものとする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとすることと全会一致で承認されました。

報告事項

新市建設計画（中間報告書）報告

第三回（十一月十二日）・第四回（十一月二十六日）にそれぞれ新市建設計画作成小委員会が開催され、新市建設計画（案）について協議されました。その結果、新市建設計画（中間報告書）として全会一致で承認され、新市建設計画作成小委員会成瀬豊勝委員長から合併協議会へ報告されました。



介護保険料

●段階別区分

段階	対象者	保険料の設定方法
第1段階	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者の方及び生活保護受給者の方	基準額 × 0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.75
第3段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者あり）の方	基準額 × 1.0
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5

●市町村の状況

第1号被保険者の保険料（65歳以上の方）・月額

区分	関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	備考
基準額	3,000円	2,500円	2,460円	2,450円	2,450円	
第1段階	1,500円	1,250円	1,230円	1,225円	1,225円	
第2段階	2,250円	1,875円	1,845円	1,837円	1,837円	
第3段階	3,000円	2,500円	2,460円	2,450円	2,450円	基準額
第4段階	3,750円	3,125円	3,075円	3,062円	3,062円	
第5段階	4,500円	3,750円	3,690円	3,675円	3,675円	
納期	10期	6期	6期	4期	5期	

第2号被保険者（国民健康保険加入）の保険料（40歳以上64歳以下の方）・年額

区分	関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	備考
所得割	0.81%	0.51%	1.16%	0.80%	0.50%	
資産割	5.10%	11.50%	13.09%	8.10%	10.37%	
均等割 （1人当たり）	4,800円	6,600円	7,920円	7,700円	6,840円	
平等割 （1世帯当たり）	4,000円	4,200円	4,560円	4,700円	4,320円	
賦課限度額	70,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	
納期	10期	12期	10期	8期	5期	

第七回合併協議会の内容

第七回関市・武儀郡4町村合併協議会において、次の事項について協議されました。

承認事項

1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

継続協議となりました。

2 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料及び手数料等の取り扱いについては、新市における住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し、統一に向けて調整するものとする。

- ①使用料については、原則として、関市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに調整するものとする。
- ②手数料については、原則として、関市に統一するものとする。ことごとく全会一致で承認されました。

3 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取り扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、同一又は同種の団体についてそれぞれの実情を尊重しながら統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

- ①共通の目的を持った団体は、できる限り合併時に統合できるような調整に努める。
- ②共通の目的を持った団体で、諸般の事情により合併時に統合が困難な団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
- ③独自の目的を持った団体は、その必要性に応じて調整するものとする。ことごとく全会一致で承認されました。

4 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金及び交付金等の取り扱いについては、従来からの地域性や歴史的な経緯・実情等に配慮し、新市全体の均衡を保つよう調整する。

- ①各市町村で同一又は同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- ②各市町村独自の補助金については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整を図るものとする。
- ③各補助金・交付金等については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、見直しを行うものとする。ことごとく全会一致で承認されました。

協議事項

1 町名・字名の取扱いについて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

2 国民健康保険事業の取扱いについて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

3 消防団の取扱いについて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

4 保育事業の取扱いについて

調整方針案のとおり了承され、次回協議会での承認事項となりました。

調整方針(案)



議会の議員の定数及び
任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項の規定を適用し、関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。

洞戸村の区域	1人
板取村の区域	1人
武儀町の区域	1人
上之保村の区域	1人

合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

関市の区域	19人
洞戸村の区域	1人
板取村の区域	1人
武儀町の区域	1人
上之保村の区域	1人

将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとする。

町名・字名の取扱い

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の町名・字名については、各町村の意向を尊重するものとする。ただし、町名・地番等が重複しないよう調整するものとする。

国民健康保険事業の取扱い

基本的には、関市の制度により統一するものとするが、差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 賦課形態は、保険税とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。
- ② 賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、保険税率は平成17年度の医療費見込み等を基礎として算定する。ただし、平成16年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により各市町村それぞれ現行のとおりとし、合併後に保険税額が急激に増加する場合は、状況に応じて3年間を限度として、激変緩和措置を講ずるものとする。
- ③ 納期は、関市の例により10期とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。
- ④ 葬祭費は、5万円に統一する。
- ⑤ 高額療養費支払資金貸付事業については、関市の例により実施する。なお、貸付割合は支給見込額の9割以内とする。
- ⑥ 国民健康保険財政調整基金は、適正な管理運営に努め、新市に引き継ぐものとする。



消防団の取扱い

- ① 消防団については、当分の間は、各市町村の現在の組織を基本とした5消防団による連合体とする。ただし、合併後の適切な時期に、人員も含めた総合的な消防団組織の見直しを行うものとする。
- ② 消防団員の身分、報酬、手当等については、関市に準ずるものとする。
- ③ 式典等の行事及び機械器具等については、現行のとおりとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。
- ④ 消防相互応援協定については、現行のとおりとし、合併後、調整するものとする。



保育事業の取扱い

- ① 保育料については、関市の例によるものとする。ただし、合併後5年間は一料金として毎年度均等に段階的に調整し、平成21年度から同一料金とする。
- ② 保育料の減免については、関市の例による。
- ③ 保育園給食については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- ④ 通園バスについては、当面現行のとおりとし、新市において総合的な交通体系の中で調整する。

住民説明会を開催

新しいまちづくりの方向性を定めた『新市建設計画中間報告書』を基に1月16日から2月5日にかけて10会場で説明会を開催し、住民の皆さんからのご意見をお伺いしました。全体では1,200人を超える住民の皆さんが出席され、数多くの貴重なご意見をいただきました。その一部をお知らせします。

関市

Q 新市の財政計画は、どのような考え方に基いて作成してあるのか。

A 健全財政の運営ができることを基本的に、将来的な財政シミュレーションを作成している。例えば、合併特例債は、合併する人口・団体数により上限が決まっているが、限度額までの発行はしない。

Q 関市の財政力指数は良好だが、他の4町村は人口も少なく過疎のまちなである。合併すると財政力指数が落ちるのではないか。

A 財政力指数は、関市は0.7程度、町村は0.1〜0.3台であり、合併すれば財政力指数は落ちると予想される。

Q 財政計画表で、平成17年度から26年度まで歳入が年々減少しているが、算定の概要が知りたい。

A 歳入は、今後の社会情勢や国の動向を考慮して、地方税や地方交付税等を減少させている。

Q 扶助費は、障害者・高齢者・幼児などの弱者に対する社会保障に関する経費であるが、本計画では10年間の増加が少ない。これで少子高齢社会に対応できるのか。

A 本計画の扶助費は、高齢化の進展と年少人口の減少との相反する要因を加味して積算してある。また、今後支出が増大すると見込まれる介護関連経費は、特別会計にて保険制度で運営しており、扶助費から除外されているため、今後の増加額は少なくなっている。

Q 合併することにより新たに行う施策は何か。

A 温泉と自然を活かした保養所を整備し、健康増進・長寿社会づくりに役立てる施策を計画している。

Q 合併特例債でハード事業を推進するということだが、合併特例債は借金ではないか。

A 合併特例債は、大変有利な起債であり、事業費の95%が借入でき、その元利償還金の70%が交付税に算入される。しかし、事業を推進するために、事業費の約33%の一般財源が必要となる。そのため、合併特例債を限度額まで借入せず、健全財政の運営を最優先に考えた計画としている。

Q 今後、高齢化社会が進むため、特別養護老人ホーム・老人保健施設の整備を、新市建設計画に掲載して欲しい。

A 新市建設計画中間報告書の中に、洞戸村・武儀町の特別養護老人ホームの整備促進を掲載している。

Q 関テクノハイランドや関ロジスティクスセンター事業が新市の建設事業として掲載されているが、苦しい財政事情の中で必要なのか。

A 関テクノハイランドは岐阜県の事業であり、合併の有無に関係なく、県と共に優良企業を誘致し、雇用の促進や若者の定住及び地場産業活性化への相乗効果を図っていく。関ロジスティクスセンター事業も、合併に関わらず、中濃の拠点施設として事業促進を図る。

Q 人件費と物件費の削減について、73億円の出根拠はなにか。

A 人件費は特別職・議員・各種委員・一般職員などの削減によるもので、物件費は、施設経費の縮小・臨時職員などの削減によるものである。

Q 志津野〜八神線整備事業を新市となっても継続して欲しい。

A 富野地域にとって大事な道路であり、今後、武儀町方面の関金山線のバイパス機能も果たす。是非早期に完成させたい。

洞戸村

Q 扶助費と比較して、投資的経費やその他経費が多いのはなぜか。

A 扶助費は、高齢者や障害者及び生活困窮者などに対する社会保障的な経費であり、その他経費は、積立金や中濃広域行政事務組合及び中濃消防組合への補助・負担金などです。

Q 新市建設計画の中の事業は、10年間で出来るのか。

A 各市町村の事業計画に基づき、新市建設計画を策定しており、計画期間内の10年間で実施するものである。また、本計画は、合併協議会や小委員会でも承認されている。



板取村



Q 新市建設計画に掲載されていない、林道(キセト林道・清谷林道・黒谷林道・キッタ洞林道)の建設計画についてはどうなるか。

A 質問の4路線については、現在、村としての計画点までは完成している。それ以外の路線についても、公共林道開設事業により、国や県の補助を受けながら、合併後も継続して進められると考えている。また、合併後、今まで進めてきた事業が急に中止になることはないと考えている。

Q 新市建設計画におけるコミュニティバスの方向性について。

A 新市の将来像に交流文化都市を掲げていることや新市の一体性を図る観点から、コミュニティ(直通)バスを運行することが必要であると考えて、現在、協議中である。

Q 板取地域における主な建設事業については、合併特例債で対応するのかが、合併特例債を全ての事業に充てることはできない。4町村は、過疎地域に指定されていることから過疎債や補助事業を利用しながら事業を展開していくことになる。

武儀町



Q 特別養護老人ホームの整備促進があり、現在から合併後に継続になる事業とかが説明願いたい。

A 旧中之保小学校跡地を活用し建設するが、今年に入り取壊しの入札が終わり、3月までに取壊し、16年度・17年度に建設を行う。このスケジュールでいくと、完成時は合併しているが、新市になってもこの事業は進めていく。

Q ほ場整備事業(多々羅地区)、高沢観音の保全整備事業があるがどういった事業か。

A 武儀町のほ場整備は、1区画1反の考えを持っており、未整備なのが多々羅地区で、地域の方が賛同し機運があがれば、即実行できる計画になっている。高沢については、保健保安林に指定されており、治山事業で堰堤、樹木の伐採等を計画している。

Q 一般県道大原富之保線整備があるが、整備状況(進捗状況)はどうなっているのか説明願いたい。

A 本事業は、事業主体が県であるため協力しながら推進していかなければならない。事業区間は、学習センターから武儀倉の神社までであり、工区を2つに分け、学習センターから水無神社までを第1工区として、現在用地取得を行っている段階で、平成16~18年度の3ヶ年で事業を行う計画をしている。

Q 「健康で長生きできるまち、しくじ」の中に、特別養護老人ホーム整備があるが、この基本施策と一致するのかが、また、特別養護老人ホームとはなにか。

A 特別養護老人ホームについては、住民の強い要望の中で建設するもので、ショートステイ・デイサービス等を兼ね備えた施設である。今後の整備については、旧中之保小学校跡地を利用して、平成16・17年度に建設を行う。

Q 国の財政が厳しい中、地方交付税の減少が少ない気がするがこの点はどうなのか。

A 地方交付税は、建設事業を行い借り入れた地方債にかかる元利償還金の何割かを後年度に算入することになっていいます。例えば、合併特例債は、事業費の95%を借金して後年度に70%の交付税措置があり、新市建設計画の中には、合併特例債などの交付税算入のある事業を計上しているため、10年間で交付税があり下がるという計画になっている。

Q 民間人の意見を取り入れた計画となっているか。

A 新市建設計画を作成するにあたり、5市町村の総合計画・過疎計画・広域計画を参考にし、小委員会の委員の方からまちづくりの意見もいただき、4回の小委員会を開催し、中間報告書を作成した。その中には住民アンケートの結果も反映させてあるので理解していただきたい。

上之保村



Q 一般県道上之保~下袋坂線及び村道山中線の道路改良をお願いしたい。

A 県道については、県との調整・協議をする必要がある。また、山中線は建設計画に掲載してある。

Q 村道改良の下山本~苅安線及び井去線について、全面舗装をお願いしたい。

A 下山本~苅安線は、全市的な道路舗装事業で行う予定である。井去線は、建設計画の後期に計上してある。

Q 関テクノハイランドの企業誘致が進んでいないが、果たして新市建設計画に支障はないか。

A 財政計画には、関テクノハイランドへの企業誘致による財源は見込んでいない。企業立地が進めば、固定資産税等の税収が増えることになる。

Q 奥山キャンプ場の整備に伴い、道路の拡張も願いたい。

A 上之保地域における主な事業に掲載している。

Q 村道小笹~井谷線の道路改良と田尻線道路の拡幅をお願いしたい。

A 村道小笹~井谷線は、全市的な道路舗装事業で推進していく。また、田尻線は新市建設計画に掲載されており局部改良を行う。



第八回

合併協議会の内容

第八回合併協議会が、二月二十六日(木)に関市役所で開催され、次の八件について協議されました。

- 承認事項**
- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 2 町名・字名の取扱いについて
 - 3 国民健康保険事業の取扱いについて
 - 4 消防団の取扱いについて
 - 5 保育事業の取扱いについて

- 協議事項**
- 1 広報広聴事業(自治会組織)の取扱いについて
 - 2 保健衛生事業(国保直営診療所)の取扱いについて
 - 3 ゴミ収集業務事業の取扱いについて

また、次回(第九回)での協議事項八件について事務局から説明がありました。

- 1 保健衛生事業 (1) 保健事業
 - (2) 衛生事業
 - 2 障害者福祉事業
 - 3 高齢者福祉事業
 - 4 児童福祉事業
 - 5 生活保護事業
 - 6 その他の福祉事業
 - 7 健康づくり事業
 - 8 勤労者・消費者関連事業
- 

みなさんからのご意見やご質問をお寄せください。

合併協議会のホームページより

みんなの広場 意見箱 意見を出す



の順にクリックし、取扱基準をご承諾いただけたら、

承諾

あとはフォームに従って入力してください。Eメールやファックスでもどうぞ。

クリック。

合併協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則公開としています。どなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。なお、開催日時・会場等については、事前に事務局までお問い合わせください。



各市町村人口・世帯数・面積

平成12年度国勢調査

区分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	計
人口総数	人	74,438	2,316	1,921	4,220	2,483	85,378
世帯数	世帯	24,086	736	659	1,168	744	27,393
総面積	km ²	102.51	40.08	187.35	65.27	49.32	444.53

編集・発行 **関市・武儀郡4町村合併協議会**

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地 関市役所6階 TEL 0575-23-9960 FAX 0575-23-9907

URL <http://www.city.seki.gifu.jp/chuno-gappei/> E-Mail chuno-g@atlas.plala.or.jp